

## 鳥取県告示第 578 号

平成 19 年鳥取県告示第 439 号（大規模小売店舗の新設の届出について）により告示した（仮称）今井書店錦町店に係る大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定に基づく新設の届出について、同法第 8 条第 1 項の規定に基づく意見書が提出されたので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成 19 年 7 月 6 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 意見を提出した市町村  
米子市
- 2 米子市の意見の概要
  - (1) 荷さばき施設が比較的民家に近いため、早朝及び夜間の荷さばき作業により発生する騒音に注意すること。
  - (2) 空調機等の室外機及び排気口からの騒音に注意すること。
  - (3) 深夜における駐車場利用者の不用意な騒音発生に注意すること。
  - (4) 照明による光害発生に注意すること。
- 3 縦覧に供する期間  
平成 19 年 7 月 6 日から 1 月間
- 4 縦覧に供する場所  
鳥取市東町一丁目 220  
鳥取県商工労働部経済政策課  
米子市糺町一丁目 160  
鳥取県西部総合事務所県民局  
米子市加茂町一丁目 1  
米子市経済部商工課